

(様式第 4 号)

## 指定訪問看護事業重要事項説明書 (医療保険)

この「指定訪問看護事業重要事項説明書」は、公益財団法人寝屋川市保健福祉公社(以下「事業者」という。)とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第5条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容について、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを、事業者が説明するものです。

公益財団法人寝屋川市保健福祉公社  
寝屋川市訪問看護ステーション

## 1. 指定訪問看護事業を提供する事業者

(1) 事業者名称	公益財団法人寝屋川市保健福祉公社
(2) 代表者氏名	理事長 原田 立雄
(3) 所在地 連絡先	大阪府寝屋川市池田西町 28 番 22 号 電話番号 072-838-0421 FAX 072-838-0479 ホームページ <a href="http://www.neyagawa-kosha.or.jp">http://www.neyagawa-kosha.or.jp</a>
(4) 設立年月日	平成 24 年 4 月 1 日

## 2. 指定訪問看護事業を担当する事業所

(1) 事業所名称	寝屋川市訪問看護ステーション (ステーションコード 03-9,005,0)
(2) 事業所所在地 連絡先	大阪府寝屋川市池田西町 28 番 22 号 寝屋川市立保健福祉センター内 電話番号 072-838-1186 FAX 072-838-0479
(3) 事業所管理者	荒木 さおり
(4) 事業実施地域	寝屋川市
(5) その他指定	指定居宅サービス事業者(訪問看護) 指定介護予防サービス事業者(介護予防訪問看護) 生活保護法指定医療機関 被爆者一般疾病医療機関 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定自立支援医療機関(精神通院医療)

## 3. 事業の目的

公社の専門職員が疾病または負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にあり主治の医師（以下「主治医」という。）が必要と認めた者に対し、快適な在宅生活を送るための支援を提供することを目的とする。

## 4. 事業の運営方針

### (1) 指定訪問看護事業の運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常

生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとします。

## 5. 事業所窓口の営業日、営業時間等

(1) 営業日	月曜日から金曜日（ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。）
(2) 休業日	土曜日、日曜日、祝日および12月29日から翌年1月3日まで
(3) 営業時間	午前9時から午後5時30分まで
(4) サービス提供日	通常、営業日と同様。ただし、特別な事情により必要と認めた場合は休業日にもサービスの提供を行います。
(5) サービス提供時間	午前6時から午後10時まで

## 6. 事業所の従業者体制

職種・職務の内容	員数
(1) 管理者（※看護職員を兼務） 従業者に、この規程を遵守させるために必要な指導命令を行うとともに、適切な事業運営が行われるよう総括します。	常勤 1人
(2) 看護職員 看護職員は、主治医が交付する指示書に基づきサービスの提供にあたります。	常勤 2人(管理者含む。) 看護師 1人・准看護師 1人 非常勤 3人 看護師 2人・准看護師 1人
(3) 事務職員 事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行います。	非常勤 1人

## 7. 指定訪問看護サービスの内容

- (1) 訪問看護計画書の作成および訪問看護報告書の作成
- (2) 病状および心身の状況の観察

- (3) 清拭および洗髪等による清潔の保持
- (4) 食事、排せつおよびその他日常生活の世話
- (5) じょく瘡の予防および処置
- (6) リハビリテーション
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活および介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

## 8. 看護職員の禁止行為

看護職員は、サービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の同居家族に対するサービス提供
- (4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙および飲食
- (5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。）
- (6) その他利用者または家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 9. 指定訪問看護サービスの利用料と自己負担額

訪問看護サービスの利用料と自己負担額の目安は、別紙「指定訪問看護サービス利用料について」のとおりです。なお、詳しく知りたい場合は、契約時に別途お見積り致します。

## 10. 指定サービス利用料等の請求と支払い方法

- (1) 利用料等の請求

利用料等の請求書は、実際に受けられたサービスごとに計算した利用明細書を添えて利用月の翌月 20 日までに利用者あてにお届けします。

- (2) 利用料等の支払い

請求書をご確認の上、月末までに現金でお支払いください。なお、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者あての領収書を発行します。

## 11. サービスの提供を開始するまでの流れ

- (1) 指定訪問看護サービスの利用をご希望される場合、指定訪問看護サービス利用申請書に必要事項をご記入の上、事業者へ提出してください。（※被保険者証の記載内容を確認させていただきます。）
- (2) 利用申請書を提出していただきましたら、事業者と指定訪問看護サービスの契約を取り交わします。契約書は大切に保管してください。
- (3) 契約の締結後、看護職員（准看護師を除く。）は、主治医から交付された指示書および利用者やご家族のご意向などを踏まえて、訪問看護計画を作成します。なお、作成した訪問看護計画は、利用者またはご家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) 訪問看護計画の内容に同意をしていただきましたら、その計画に基づいてサービスが開始されます。なお、この計画は2通作成し、利用者と事業者、各自1通ずつ保有します。
- (5) サービスの提供は、看護職員が訪問看護計画に基づいて行います。

## 12. 身分証明書の携行

専門職員は、常に身分証明書を携行し、利用者またはその家族などから提示を求められた時は、いつでも提示します。

## 13. 看護職員の配置について

訪問する看護職員の配置は、多面的な視点で関わることを目的に、ローテーション制を採用しています。

## 14. 記録の保管

- (1) 事業者は、職員ならびに設備、備品および会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、そのサービス満了の日から5年間保管します。
- (2) 利用者は、サービスの提供に関する諸記録の閲覧および写しを請求することができます。写しを必要とされる場合は、写しの作成費用を負担していただきます。

## 15. 緊急時における対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、救急隊およびご家族へ連絡します。

## 16. 事故発生時における対応方法

利用者に対する指定訪問看護サービスの提供により事故が発生したときは、主治医、保険者およびご家族へ連絡を行います。

また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者は自己の責に帰すべき理由がなかった場合はこの限りではありません。

なお、事業者は、次の損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険の種類と内容	訪問看護事業者（ステーション）賠償責任保険 ア 普通損害賠償責任 イ 管理財物損壊補償 ウ 業務拡張補償 エ 人格権侵害補償 オ 初期対応費用 カ 被害者治療費等補償

## 17. 個人情報保護と秘密の保持

- (1) 事業者は、収集した利用者およびその家族の個人情報については、利用者およびその家族に提示した利用目的以外には原則的に利用しないものとし、その情報を外部へ提供する場合は、事前に文書で利用者およびその家族の同意を得た上で行います。
- (2) 事業者は、業務上知り得た利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この契約が終了した後も同様です。
- (3) 事業者は、利用者およびその家族の個人情報の記録を、善良な管理者の注意をもって管理し、当該記録を処分する際は、第三者への漏洩を防ぐための措置をとります。
- (4) 事業者は、職員が在職中に知ることのできた利用者およびその家族に関する

る秘密を、退職後も第三者に漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

## 18. 虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (2) 成年後見制度に関する情報の提供を行います。
- (3) サービス提供中に、職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを寝屋川市(保険者)に通報します。

## 19. 相談、苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 寝屋川市訪問看護ステーション	所在地 寝屋川市池田西町 28 番 22 号 受付時間 午前 9 時～午後 5 時 30 分 電話番号 072-838-1186 ファックス番号 072-838-0479 担 当 荒木 さおり
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町 1 丁目 3 番 8 号 受付時間 午前 9 時～午後 5 時 電話番号 06-6949-5446
【保険に関する窓口】 寝屋川市保険事業室 ※国民健康保険、後期高齢者 医療保険	所在地 大阪府寝屋川市本町 1 番 1 号 受付時間 午前 9 時～午後 5 時 30 分 電話番号 072-824-1181(代表) ファックス番号 072-825-2170

以下余白

## 20. 重要事項の説明年月日

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

私は、この重要事項説明書に基づき、重要事項を説明しました。

### 【事業者】

事業者名称 公益財団法人寝屋川市保健福祉公社

代表者氏名 理事長 原 田 立 雄

事業所名称 寝屋川市訪問看護ステーション

説明者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、この重要事項説明書に基づいて事業者の説明を受けました。

### 【利用者】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

### 【サービスを受ける者が被扶養者の場合】

住 所 \_\_\_\_\_

被扶養者の氏名 \_\_\_\_\_

### 【署名代行者】

私は本人の意思を確認のうえ、本人に代わり、上記署名を行いました。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

[署名代行の理由： \_\_\_\_\_ ]



【代理人】

住 所

---

氏 名

---



〔利用者との続柄：

〕

以下余白

(別紙 1)

## 指定訪問看護サービス利用料について

### 1. 訪問看護サービスの利用料と自己負担額の目安

- (1) 健康保険制度、後期高齢者医療制度等による訪問看護サービスの利用料は、  
 ア 訪問看護基本療養費(または精神科訪問看護基本療養費)、イ 訪問看護管理療養費、ウ 訪問看護情報提供療養費の合計額になります。

アー 1 訪問看護基本療養費 (1日につき)

(単位：円/回)

項目		利用料	自己負担額の目安			
			1割	2割	3割	
基本療養費	訪問看護基本療養費(Ⅰ) ※ 1	週 3 日目まで	5,550 (5,050)	555 (505)	1,110 (1,010)	1,665 (1,515)
		週 4 日目以降	6,550 (6,050)	655 (605)	1,310 (1,210)	1,965 (1,815)
	訪問看護基本療養費(Ⅱ) ※ 2	週 3 日目まで	5,550 (5,050)	555 (505)	1,110 (1,010)	1,665 (1,515)
		週 4 日目以降	6,550 (6,050)	655 (605)	1,310 (1,210)	1,965 (1,815)
	訪問看護基本療養費(Ⅲ) ※ 3		8,500	850	1,700	2,550
	加算	難病等複数回訪問加算 ※ 4	1日に2回	4,500	450	900
1日に3回以上			8,000	800	1,600	2,400
長時間訪問看護加算 ※ 5		5,200	520	1,040	1,560	
乳幼児加算または幼児加算(1日)		500	50	100	150	
複数名訪問看護加算 ※ 6		他の看護師	4,300	430	860	1,290
		他の准看護師	3,800	380	760	1,140
夜間・早朝訪問看護加算 ※ 7		2,100	210	420	630	

( ) 内は准看護師が訪問した場合

- ※1 訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費
- ※2 同一建物に居住する複数の利用者へ同一日に訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の療養費
- ※3 入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき、サービスを行った場合に入院中1回（厚生労働大臣が定める疾病等においては2回）に限り算定します。
- ※4 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して1日2回以上の訪問が必要な場合
- ※5 人工呼吸器を使用している状態等にある利用者に対して、1回の訪問看護の時間が1時間30分を超えた場合
- ※6 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護職員とサービスの提供を行う場合
- ※7 夜間（午後6時から午後10時まで）または早朝（午前6時から午前8時まで）にサービスの提供を行う場合

ア-2 精神科訪問看護基本療養費（1日につき）

（単位：円/回）

項目		利用料	自己負担額の目安			
			1割	2割	3割	
基本療養費	精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ） ※1	週3日目まで 30分以上	5,550 (5,050)	555 (505)	1,110 (1,010)	1,665 (1,515)
		週3日目まで 30分未満	4,250 (3,870)	425 (387)	850 (774)	1,275 (1,161)
		週4日目以降 30分以上	6,550 (6,050)	655 (605)	1,310 (1,210)	1,965 (1,815)
		週4日目以降 30分未満	5,100 (4,720)	510 (472)	1,020 (944)	1,965 (1,815)

項目			利用料	自己負担額の目安		
				1割	2割	3割
基本療養費	精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)	週3日目まで 30分以上	5,550 (5,050)	555 (505)	1,110 (1,010)	1,665 (1,515)
		※2 週3日目まで 30分未満	4,250 (3,870)	425 (387)	850 (774)	1,275 (1,161)
		週4日目以降 30分以上	6,550 (6,050)	655 (605)	1,310 (1,210)	1,965 (1,815)
		週4日目以降 30分未満	5,100 (4,720)	510 (472)	1,020 (944)	1,965 (1,815)
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ) ※3		8,500	850	1,700	2,550
	長時間精神科訪問看護加算 ※4		5,200	520	1,040	1,560
加算	複数名精神科訪問看護加算 ※5	他の看護師	4,300	430	860	1,290
		他の准看護師	3,800	380	760	1,140
夜間・早朝訪問看護加算 ※6		2,100	210	420	630	

( ) 内は准看護師が訪問した場合

- ※1 精神訪問看護指示書および精神訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費
- ※2 同一建物に居住する複数の利用者へ同一日に精神訪問看護指示書および精神訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の療養費
- ※3 入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、精神訪問看護指示書および精神訪問看護計画書に基づき、サービスを行った場合に入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等においては、2回)に限り算定します。
- ※4 1回の訪問看護の時間が1時間30分を超える場合
- ※5 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護職員とサービスの提供を行う場合
- ※6 夜間(午後6時から午後10時まで)または早朝(午前6時から午前8時ま

で) にサービスの提供を行う場合

イ 訪問看護管理療養費 (1日につき)

ウ 訪問看護情報提供療養費

(単位: 円/回)

項目	利用料	自己負担額の目安		
		1割	2割	3割
イ 訪問看護管理療養費				
訪問初日	7,400	740	1,480	2,220
2日目以降	2,980	298	596	894
退院時共同指導加算 (適応時)	6,000	600	1,200	1,800
退院支援指導加算 (適応時)	6,000	600	1,200	1,800
在宅患者連携指導加算 (適応時/月1回まで)	3,000	300	600	900
在宅患者救急時等カンファレンス 加算 (適応時/月2回まで)	2,000	200	400	600
ウ 訪問看護情報提供療養費 (月1回)	1,500	150	300	450

## 2. その他の費用等について

### (1) 保険対象外となる利用料

サービスを提供するにあたって、以下の内容に該当する場合は、医療保険の対象外となりますので、医療保険サービスの自己負担額に以下の料金が追加されます。

項目	内容	料金(税込)
交通費 ※1	事業所から片道5km未満	200円
	事業所から片道5kmから10km未満	400円
	事業所から片道10km以上	400円に2kmごとに 100円加算
死後の処置	サービスと連続して行った場合	10,000円
キャンセル料 ※2	訪問時に不在だった場合	500円

※1 利用者のお住まいが寝屋川市以外で、事業者の自動車やバイクを使用した場合。なお、公共交通機関を使用した場合はその実費をご請求いたします。

※2 利用者に体調不良などの正当な理由がある場合は、ご請求いたしません。

(2) サービス提供のために利用する電気、ガス、水道、電話等の費用については、利用者のご負担となります。

(3) 利用者の自己負担額は、原則、被保険者証に記載されている負担割合により算定された額となりますが、生活保護法に基づく医療扶助や自立支援医療等の公費負担医療制度を受けている場合はこの限りではありません。

以 上